白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和６年３月５日（火）

白井市役所東庁舎３階３０２・３０３会議室

１．教育長開会宣言

２．会議録署名人の指名

３．前回会議録の承認

４．委員報告

５．教育長報告

６．議決事項

議案第１号　白井市学校運営協議会委員の任命について

議案第２号　白井市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

議案第３号　行政組織の再編等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

議案第４号　白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

７．報告事項

報告第１号　白井市教育支援委員会の結果及び就学について

報告第２号　要保護・準要保護児童生徒の認定について

８．委員質疑　要保護・準要保護について

９．その他

１０．教育長閉会宣言

○出席委員等

教　育　長	井上　功
委　　員	齊藤　豊
委　　員	中里　敏康
委　　員	松田　加奈子
委　　員	久保　利枝

○出席職員

教育部長	宗政　隆雄
教育部参事	榛沢　宏一
教育総務課長	落合　一矢
生涯学習課長	山本　敏行
文化センター長	髙花　宏行
書　　記	中村　妃佐
書　　記	鈴木　美菜
説　明　員	横尾　真美

午後２時００分　開　会

○教育長開会宣言

○井上教育長　ただいまより令和６年第３回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局　それでは初めに、出席者数を御報告いたします。

本日の出席委員数は、５人全員出席ですので会議は成立しています。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○事務局　日程２、会議録署名人の指名につきましては、教育長より事前に齊藤委員、中里委員が指名されております。よろしくお願いいたします。

○前回会議録の承認

○事務局　日程３、前回会議録の承認について、訂正等がありましたらお願いします。

○落合教育総務課長　ここで少し訂正と報告をさせていただきます。

令和６年第１回教育委員会臨時会の議案に誤りがございましたので、ここで訂正と報告をさせていただきたいと思っております。

議案第１号の契約の締結議案に係る意見聴取についての契約の相手方に誤りがあり、当初、東京都中央区日本橋堀留町２丁目３番８号、株式会社イズミ・コンストラクション、代表取締役、西谷義宏と御説明させていただいたところですが、こちらを市川市新田二丁目２４番５号、株式会社イズミ・コンストラクション、千葉営業所所長、忠 隆生に訂正させていただきます。

理由につきましては、受注した事業者が千葉県内に営業所を有しており、さらに営業所が契約を締結できる委任を本社から得ていたことから、本来、営業所と契約を締結すべきことが判明したことから、営業所と契約を締結するものとなったため訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○事務局　ありがとうございます。

ただいまの訂正内容で何か確認したいことなどありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局　では特にないようですので、訂正後の内容で会議録を承認させていただきます。

○委員報告

○事務局　日程４、委員報告について、各委員からお願いいたします。

では、ないようですので次に進みます。

○教育長報告

○事務局　日程５、教育長報告です。井上教育長、お願いします。

○井上教育長　それでは、私から教育長報告を行います。

２月１７日土曜日、白井市社会福祉大会に出席いたしました。２月２４日土曜日、白井市市民大学校卒業式に出席いたしました。２月２９日木曜日、通学路の安全に関する市Ｐ連からの要望書が出ておりまして、その回答会に参加いたしました。

この回答会は、市内１４校が全て安全点検をした結果、こういうところを直してほしい、こういうところを設置してほしい、というような要望を頂きまして、今年度、これができました、これはできませんでした、というような報告をする会になっております。市長も出席しております。

３月３日日曜日に、冨士センターフェスティバルに参加させていただきました。

次に、これはいい報告ですけれども、白井第二小学校が令和５年度心のバリアフリー教育グッドプラクティス顕彰の優秀賞という素晴らしい賞を受賞しました。これは、東京オリンピック、パラリンピックのときに、千葉県としてオリパラ教育というのを進めていこうと、そこから始まっておりまして、その成果をレガシーとして継承する心のバリアフリー教育のグッドプラクティス、素晴らしい実践という意味だと思います。学校として、白井第二小学校、パラアスリートとのスポーツ交流、地域の社会福祉協議会の方などと、子供、親、おじいちゃん、おばあちゃんという３世代にわたる昔遊び、また、地域の高齢者の方と子供たちとの交流、このような取組によって受賞したものです。二小ならではの素晴らしい取組だと思っております。

最後に、今日の千葉日報の新聞ですけれども、ここに中学校部活動の地域移行の話が載っていて、全国の７割の自治体、都道府県、それから市町村からアンケートで調査を行った結果、８割を超えるところから回答が来て、この運動部活動の地域移行を進めるための協議会を設置したか、または、設置する予定があるか、という質問をしたところ、都道府県と市町村の７割が進めるという回答があったということです。うちは設置する予定です、というところで答えております。なので、全国的にもう７割が地域移行に向かっているということなので、うちが目指している方向も間違っていなかったのかなとちょっと安心したところもあります。７割が進むと、あとは時間に従って進んでいくのかなと思っております。

報告は以上です。

○事務局　ありがとうございます。

ただいまの教育長報告で何か確認したいことなどありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○非公開案件について

○事務局　では、ないようですので、次に非公開案件についてお諮りします。

報告第１号「白井市教育支援委員会の結果及び就学について」、報告第２号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、白井市情報公開条例第９条第１項第１号に該当するため、非公開がよろしいかと思います。いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局　それでは、報告第１号、報告第２号は非公開とします。

これより議事に入ります。

本日の議事進行については、白井市教育委員会会議規則第２９条の規定により、教育長から事前に久保委員が指名されております。

６の議決事項、７の報告事項、８の委員質疑について、議事進行をお願いいたします。

それでは、久保委員、よろしくお願いいたします。

○久保委員　ただいま指名されました久保です。

これより、６の議決事項に係る議事の進行を行います。よろしくお願いいたします。

議案第１号　「白井市学校運営協議会委員の任命について」

○久保委員　議案第１号　「白井市学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。

○宗政教育部長　議案第１号の説明をさせていただきます。

白井市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（教育委員会規則第９号）第５条の規定に基づき、白井市立桜台小学校、桜台中学校、学校運営協議会における新任委員について、桜台小中学校長より別紙の方が推薦されました。

新任委員について、同規則第５条第１項の規定により、教育委員会が任命を行うこととなっているため、本件を提案するものでございます。よろしくお願いします。

○久保委員　ありがとうございます。

議案第１号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○齊藤委員　運営協議会委員のメンバーの数、１月の定例会のときには、各小中学校８名程度を考えていると言われていました。小学校は９名になっていますが、中学校は６名ということで、この辺は、増えるとかありますか。教えていただけますか。

○宗政教育部長　中学校は、ＰＴＡの総会後に、ＰＴＡの中から何人かに委員をお願いする考えがあると伺っております。ですから今後、数名増えることになるかと思います。

以上です。

○齊藤委員　ということは、また増えたら、この場で審議ということですか。

○宗政教育部長　また新たな委員が出ましたら、教育委員会議にかける形になると思います。

以上です。

○齊藤委員　分かりました。

あと、役職とか経歴を見ますと、元ＰＴＡ役員とか評議員という方もいらっしゃいますが、大体、元ＰＴＡ役員とか会長になっています。本来、コミュニティスクールのメンバーは、地域住民、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターということですけれども、ＰＴＡ会員がほぼということで、これはあまりメンバーが集まらなかったということなのか、その辺をお知らせ願えますか。

○宗政教育部長　委員さんのおっしゃるように、いろいろなジャンルから推薦されることが好ましいところかとは思いますが、まずは校長先生のほうで、それぞれ学校教育に非常に精通しているというか、ＰＴＡ活動等で精通している方々でお願いしたいというような考えの下、この方々がふさわしいということで出してきているかと思います。

また、今後、進んでいく中で、人数的にはまだ９人ですと余裕がありますので、増えていく可能性はあるかなと思いますので、その中でまたＰＴＡの活動以外の方も入ってくるかもしれないなというふうに思っております。

以上です。

○齊藤委員　分かりました。どうもありがとうございました。

○久保委員　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員　ほかにはないようですので、議案第１号についてお諮りします。

議案第１号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員　それでは、議案第１号については原案のとおり決定します。

議案第２号　「白井市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」

○久保委員　議案第２号　「白井市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○落合教育総務課長　それでは、議案第２号　「白井市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する白井市教育委員会公告式規則の一部を改正するため提案するものでございます。

裏面に白井市教育委員会公告式規則、次のページに新旧対照表を添付してございます。新旧対照表にて説明をさせていただきます。

改正案の第１条の「第１４条第２項」を「第１５条第２項」に改めるもので、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことによるものです。

また、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第２号の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○久保委員　ありがとうございます。

議案第２号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員　御質問等がないようですので、議案第２号についてお諮りします。

議案第２号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員　それでは、議案第２号については原案のとおり決定します。

議案第３号　「行政組織の再編等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」

○久保委員　議案第３号　「行政組織の再編等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」説明をお願いします。

○落合教育総務課長　それでは、議案第３号　「行政組織の再編等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」を御説明させていただきます。

本案は、令和６年度白井市行政組織再編等に伴い、関係する規則の一部を改正するため提案するものでございます。

１ページを御覧ください。

行政組織の再編等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正文となります。

７ページから新旧対照表を資料として添付してございます。

それでは、７ページの新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

なお、説明は主な改正部分とさせていただき、文言の整理等は割愛をさせていただきます。

では、第１条関係、白井市教育委員会公印規則、白井市郷土資料館館長の印の公印管守者を生涯学習課長から文化センター長に変更するものでございます。

第２条第１号関係、白井市郷土資料館設置管理条例施行規則、第２条第２号関係、白井市プラネタリウム館設置管理条例施行規則、この二つは、各協議会の庶務を生涯学習課から文化センターに変更するものです。

これは、生涯学習課から文化センターに行政組織としての所属が変わりますので、関係する部分の改正となります。

第３条関係、白井市教育委員会行政組織規則です。第７条及び第１０条は、文言の整理のため割愛させていただきます。

８ページ、第１３条、部等の設置です。

学校政策課の政策班を教務を主体とする管理係、事務を主体とする学務係の二つに分割し、２係制とするものでございます。その下、生涯学習課学芸係は、生涯学習課から文化センターに行政組織として所属が変わることに伴い、文化班に改めるものです。

第２１条第２項、こちらは郷土・プラネタリウム班を文化センターに置くもので、生涯学習課から文化センターに行政組織としての所属が変わることによるものとなります。その下、文化センター大規模改修準備室につきましては、文化センター大規模改修に向けた準備を進めていくため新たに設置するものでございます。

第２４条、職の設置、第１項、こちらは文化センター大規模改修準備室の新設に伴い、室長の職を置くためのものとなります。

同条第３項では、市の方針として、課等のマネジメント体制強化等を取り組むため、課長補佐職を新設したことによるものでございます。

続きまして、９ページ目を御覧ください。

こちらは課の事務分掌、事務の内容となっております。先ほど部の設置でも説明したとおり、上段の学校政策課は、政策班を２係制としたことから、学務係、管理係、それぞれの係分担に整理した事務分掌としたものとなっております。

教育支援課支援班は、適応支援教室の施設名称が変更したことに伴う名称変更で、教育支援センターに改めるものです。教科用図書の採択に関することにつきましては、事務分掌の見直しにより、学校政策課政策班の所掌であった事務を教育支援課へ移行するものでございます。

生涯学習課社会教育係です。６号、学校施設の開放に関することを削除し、１０ページ１３号、青少年女性センターに関することを新設するもので、先ほどと同様、事務分掌を見直したことによるものです。文化班につきましては、組織再編により、学芸係から名称を改めたものとなります。

次に、別表２の白井市文化センターです。こちらは市の行政組織再編の方針に基づき、生涯学習課学芸係を文化班と文化センター、郷土・プラネタリウム班が分割することから表を整理したものとなっております。実質的な事務内容はこれまでと変わらず、組織編成によって、教育機関名称等を改めたものとなります。

１１ページ、表の最後の部分です。こちらは文化センター大規模改修に向けた準備を進めていくため、白井市文化センターの内部組織に文化センター大規模改修準備室を追加したものとなります。事務分掌は、文化センターの大規模な改修に関することとなります。

なお規則は、令和６年４月１日から施行するものとなっております。

以上で議案第３号の説明を終わります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保委員　ありがとうございます。

議案第３号について、御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員　では、議案第３号についてお諮りします。

議案第３号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員　それでは、議案第３号については原案のとおり決定します。

議案第４号　「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」

○久保委員　議案第４号　「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定」について説明をお願いします。

○落合教育総務課長　それでは、議案第４号　「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明させていただきます。

本案は、令和６年度行政組織再編により改正を行うもので、主に部課長の決裁事項を整理したものとなっております。

１、２ページ目に白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令、３ページ目、４ページ目に新旧対照表を資料として添付しております。

新旧対照表にて説明させていただきたいと思います。

改正案の第４条です。教育機関の長の次に「（文化センターのセンター長を除く。第１１条において同じ。）」を加えます。

第８条第２項及び第９条中「部の主管課長」を「担当課の課長」に改めます。これは、部の主管課長である教育総務課長から、各担当課長に改めるものでございます。

第１０条第３項中「主幹が置かれている」を「主幹又は課長補佐が置かれている」に、「主幹が代決する」を「主幹又は課長補佐が代決する」に改めるものでございます。

そして、第１４条を第１５条に、第１３条を第１４条に、第１２条第２項中「担当課長」を「担当課の課長」に改め、同条を第１３条とします。

第１１条を第１２条に、第１０条の次に第１１条、教育機関の長が専決する事項についてを加えております。

４ページ、次のページでございますが、個別専決事項でございます。

別表の第２項、学校政策課に関する事項の表の「準教科書の承認」を削り、第３項、教育支援課に関する事項の表に「準教科書の承認」を加えます。

第４項、生涯学習課に関する事項の表に「青少年女性センターの管理運営に関すること」を加えます。

第５項、教育機関に関する事項、文化センターの専決事項を組織再編に伴い整理したものとなっております。

なお、この訓令は、令和６年４月１日から施行します。

ただし、第４条の改正規定、第８条第２項及び第９条の改正規定、第１４条を第１５条とし、第１３条を第１４条とする改正規定、第１２条の改正規定及び同条を第１３条とする改正規定並びに第１１条を第１２条とし、第１０条の次に１条を加える改正規定は、公示の日から施行します。

以上で議案第４号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○久保委員　ありがとうございます。

議案第４号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○井上教育長　確認します。生涯学習課の青少年女性センターが新しく入ったという形だと思うのですけれども、これは今まで、どこが管理運営をしていたのでしょうか。

○山本生涯学習課長　今までも青少年女性センターについては、生涯学習課の所管で実施していたところですが、個別専決事項に入っていなかったということで追加させていただきました。

○井上教育長　分かりました。

○久保委員　よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員　では、御質問等がないようですので、議案第４号についてお諮りします。

議案第４号について、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員　それでは、議案第４号については原案のとおり決定します。

委員質疑

○久保委員　次の日程７の報告事項ですが、第１号及び２号は非公開のため、先に日程８の委員質疑に入りたいと思います。

委員から質問の趣旨について説明をお願いします。

○中里委員　要保護・準要保護について、白井市では、希望者の申請により援助を受けられる就学援助制度等があります。その中で２点質問いたします。

初めに、援助を受けている家庭に対して、一日も早く、その家庭、お父さん、お母さん等、自分たちの力で生活できるように促す活動を教育委員会として行っているのでしょうか。

また、行っていないのでしたら、ほかの担当部署等で対応しているのでしょうか。

○宗政教育部長　お答えします。

まず、教育委員会としましては、援助の対応につきましては、やっておりません。準要保護の家庭への支援については、生活保護の担当課である社会福祉課で対応しております。要保護者に限らず、生活にお困りの方の相談については、社会福祉課のくらしと仕事のサポートセンターで対応しております。

教育委員会としましては、就学費用等にお困りの方から相談があった場合は、くらしと仕事のサポートセンターを御案内しております。

また、要保護者、準要保護者への就学援助認定通知書の送付の際に、同センターのパンフレットを

同封し、周知に努めているところでございます。

以上です。

○中里委員　ありがとうございます。もう一点質問いたします。

これは実際に私が聞いたり、本人から言われたりしたことです。例えば、ある子供が、その家庭が低所得者のために、低所得者用の住宅等に住んでいて、そのうち高校生、大学生になって、その子自身で戸籍謄本等を取得した際に、今まで一緒に住んでいたお父さん、お母さんが実は離婚していて、そういう低所得者用のところに住んでいたことを知り、実際に不良に走ってしまったという例や、その子供自身が、ほかの友達や周りの人たちに、うちのお父さんとお母さんは離婚したから、それによってお金いっぱいもらえるようになったんだよ、と周りに言い触らす等という話を聞いたことがあります。

要保護・準要保護の中で、情報漏えい等あってはならないとは思うのですが、例えばあの子、要保護、生活保護を受けているよとか、何かのきっかけで、うちは準要保護、就学援助なのだ等、対象の子供たちが傷ついたり悩んだりしたときのための児童生徒へのケアは、教育委員会として行っているでしょうか。

また、なければ他の部署で対応しているのでしょうか。

○宗政教育部長　内容が何点かあるので、分けてお答いたします。

まず、教育委員会として、どのように情報漏えいのないように対応しているかというところから御説明させていただきます。

認定通知書を出すのですが、家庭に直接出しますので、他の方の目に触れるというようなことはございません。それから、学校へ直接連絡をするということになっております。

校外学習等の費用については、まず先に実費でお払いいただいて、それを学校から直接、教育委員会が報告を受けます。このように校外学習に行きました、という報告を受けたら、市から所定の振込先に、保護者に直接振り込むことで、ほかの方にそれが知られることがないように取り計らっております。

それから、学校として個人情報の扱いは、非常に細心の注意を払って対応しているところですが、例えば、先ほどの例にあったような、万が一どこからか漏れたりとか、本人が言ってしまったりというような場合で、情報が漏れてしまった場合の本人への配慮につきましては、しっかりと担任中心に、その子への今の状況というか、苦しんでいたり悩んでいるようであれば、それに対しての教育相談をしっかりと取ることも必要です。

それから、ほかの児童生徒への指導も必要で、その辺りも保護者と相談しながら、ほかの児童生徒への指導を行いながら、その問題についての対策を進めていくということでやっております。

教育委員会としてその辺りを学校に指示している部分で言いますと、個人情報の扱い対応について、校長会、教頭会等でしっかりと教育委員会から確認をして、指示を出しているという状況です。

あと、非常に心が傷ついてしまった児童生徒がいる場合には、専門のスクールカウンセラーの配置もしておりまして、そのスクールカウンセラーとも連携を取りながら、子供さんや保護者の方への相談ケアを進めたりもしております。

以上でございます。

○中里委員　ありがとうございます。以上になります。

○井上教育長　付け加えさせていただくと、準要保護・要保護の子供たちへの対応というのは、民生委員の方が直接やってくださることが多くて、松田委員が民生委員やっていただいているのですけれども、やっぱり、このことに関して直接学校が動くと、今、中里委員が御心配なこともあるので、常に大体この民生委員を介して、学校から民生委員に幾つかお願いして、民生委員の方が家庭に行っていただくとか、そういう流れをどの学校もとっているのかなと思っています。

○久保委員　ありがとうございました。

　では、以上で委員質疑を終わります。

非公開案件　　報告第１号　「白井市教育支援委員会の結果及び就学について」

非公開案件　　報告第２号　「要保護・準要保護児童生徒の認定について」

○久保委員　　以上で、本日の議決事項、報告事項、委員質疑に係る議事については終了となります。

　この後の進行は事務局にお返しいたします。

○事務局　久保委員、ありがとうございました。これより事務局が進行を行います。

○その他

○事務局　日程９、その他です。何かございましたらお願いします。

○齊藤委員　夏頃だと思うのですけれども、市内の七次台中学校付近の横断歩道と池の上小学校付近の横断歩道ですか、きれいになっていました。この場を借りて報告させていただきます。ありがとうございました。

○事務局　ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。ないようですので、事務局より報告します。この後、総合教育会議が３時半からありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

　３月２１日木曜日、午後４時から臨時会を予定しております。そちらもよろしくお願いいたします。

○教育長閉会宣言

○事務局　日程１０、教育長閉会宣言です。

　井上教育長、お願いします。

○井上教育長　これをもちまして、令和６年第３回白井市教育委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後２時４９分　閉　会